

さいたま市工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年3月31日法律第18号)第7条に基づき、さいたま市が発注する工事の請負(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、請負代金の額が500万円以上の工事とする。ただし、単価請負契約工事、又は市長が必要としないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工状況、目的物の出来形及び出来ばえ等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、監督員及び総括監督員並びに工事検査員又は指定検査員とする。

(評定方法)

第5条 評定は、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績評定表(様式第1号)及び細目別評定点採点表(様式第2号)(以下「評定表等」という。)に記録するものとする。

3 評定は、別に定める工事成績採点の考査項目別運用表及び「施工プロセス」チェックリストにより行うものとする。

4 評定者は工事における工事特性、創意工夫及び社会性等については、工事全般を通して特に優れた技術等を評価するものとする。

5 受注者は、実施状況を工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書(様式第3号)により工事完成通知書に添えて提出することができる。

(評定の時期及び報告)

第6条 監督員及び総括監督員は工事が完成したとき、工事検査員又は指定検査員は完成検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

2 工事検査員又は指定検査員は、評定表等により指定検査員にあつては工事検査課長及び工事所管部の長に、工事検査員にあつては工事検査課長に報告するものとする。

(評定の保管)

第7条 評定表等は、指定検査員が完成検査を実施した場合は工事所管課で保管し、工事検査員が完成検査を実施した場合は工事検査課で保管し、評定表等の写しを工事所管課へ送付するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、評価結果の通知、公表及び修正については、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に締結された工事の契約について適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

工事成績評定表 (□ 修正)

年 月 日作成
局 部 課・所 係

様式第1号 (第5条関係)

工事名		請負代金額											円																		
受注者名		工期		年 月 日 ~					年 月 日				完成年月日		年 月 日																
考 査 項 目		監督員 (40%)					総括監督員 (20%)					検査員 (40%)																			
		氏 名					氏 名					氏 名																			
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e	a	a´	b	b´	c	d	e											
1 施工体制	(1) 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																									
	(2) 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																									
2 施工状況	(1) 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15											
	(2) 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																		
	(3) 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																		
	(4) 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																									
3 出来形 及び 出来ばえ	(1) 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20											
	(2) 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25											
	(3) 出来ばえ													+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-											
4 工事特性	(1) 施工条件等への対応 (※1)						+ (20)				0																				
5 創意工夫	(1) 創意工夫 (※2)	+		(7)		-	-																								
6 社会性等	(1) 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-																		
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		(+ ・ -)					点					(+ ・ -)					点														
評定点 (6.5点±加減点合計)		①					点					②					点														
評定点計		点					(①					点 × 0.4 + ②					点 × 0.2 + ③					点 × 0.4 =					点				
7 法令遵守等												点																			
評定点合計 (※3)		点					評定点計 (点) - 7 法令遵守等 (点) =					点									
8 総合評価提案	提案履行確認 (※4)						履行					不履行					対象外														
(監督員所見)						(総括監督員所見)						(検査員所見)																			

- ※1 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- ※2 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※3 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- ※4 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

細目別評定点採点表 (□ 修正)

様式第2号 (第5条関係)

項目	細別	①監督員 (40%)	②総括監督員 (20%)	③検査員 (40%)	④細目別評定点 (100%)	備考
1 施工体制	(1) 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点			3.3 点	
	(2) 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点			4.1 点	
2 施工状況	(1) 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	13 点	
	(2) 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点		8.1 点	
	(3) 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点		8.8 点	
	(4) 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点			3.7 点	
3 出来形及び出来ばえ	(1) 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	14.9 点	
	(2) 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	17.4 点	
	(3) 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	8.5 点	
4 工事特性	(1) 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点		7.3 点	
5 創意工夫	(1) 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点			5.7 点	
6 社会性等	(1) 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点		5.2 点	
7 法令遵守等			() × 1.0 = 点		0 点	
評定点合計					100 点	
8 総合評価提案	提案履行確認					

※ (①+②+③) = ④細目別評定点
 注) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

受注者

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請 負 代 金 額	
実 施 状 況	